

第2章 災害予防計画

第1節 業務継続計画 (関係各課)

1 業務継続計画の策定

町は、災害時に災害応急対策等を実施するとともに、優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（BCP = Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を構築するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえて、人員・資機材等、必要な資源を継続的に確保するとともに、定期的な教育・訓練・点検等を実施します。特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。

業務継続計画については、評価・検証等を踏まえ必要に応じて改訂を行うとともに、訓練等を通じた経験の蓄積や、状況の変化等に応じて体制の見直し等を適宜行います。

2 長期化に備えた動員体制の整備

町は、災害の影響が長期化した場合に備え、県（総務部、危機管理部）、その他の防災関係機関と連携し、予め職員の動員体制を整備します。

3 個人情報等の分散保存

町の業務継続に必要となる個人情報を含む重要なデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）については、分散保存の促進を図ります。

4 庁舎等の耐震対策

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努めます。

第2節 訓練計画 (関係各課)

1 防災業務従事者の育成

町は、専門家による講習会や県及び関係機関による研修・訓練等、あらゆる機会を活用して、防災業務に携わる者の知識、技術の向上に努めます。また、防災や災害対策の専門的知識を有する人材や、収集した防災情報を的確に分析整理できる人材の育成・確保に努めます。また、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めます。

2 消防訓練等

消防訓練等については、消防法に基づいて作成された消防計画に従って実施します。

3 大規模災害、原子力災害等を想定した訓練

町は、防災訓練の一項目として、年1回以上、南海トラフ地震等の大規模地震や原子力災害を想定した訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び関係機関相互の連携強化、住民の意識の向上等に努めます。自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合、町は、県に対し、必要に応じて助言・指導を求めます。

4 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めます。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努めます。

5 総合訓練

町は、災害時に職員の安全確保を図りつつ各種応急対策が円滑に実施できるよう、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するために、防災関係機関、住民、事業所等と連携して総合的な訓練を年1回行います。総合訓練では、地域の災害リスクに基づき、職員・奉仕団等の動員訓練、警報等の伝達と周知徹底訓練、通信連絡訓練、水防・消防等防災訓練、避難訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練、災害救助・その他保護訓練等を実施します。また、訓練によって、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。

訓練は、目的や被害想定を明確にした上で実施します。訓練によって課題が発見された場合は改善措置を講じ、防災計画や次回の訓練に反映させるように努めます。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努めるとともに、NPO・ボランティア等に対しても、総合訓練への参加を求めます。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施します。

6 図上演習

町は、少なくとも年1回以上消防機関、警察機関（県警察、県公安委員会等）、学校等関係機関の協力を得て、水害、火災等を想定した図上演習を実施します。

7 非常招集訓練

町は、少なくとも年1回以上町職員に対する非常招集訓練を実施します。また、2ヶ月に1回程度町配信メールによる配信返答訓練を実施します。

第3節 防災思想・防災知識の普及 (関係各課)

1 防災関連情報の提供

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、住民等の防災意識の向上及び自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、パンフレット、チラシ等の配布、講演会等の開催、広報紙等を通じて、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、普及啓発に努めます。

特に住民に対しては、次の基本的事項の普及啓発を図ります。

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に合わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
 防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。
- 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること
- 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る

2 防災点検の推進

毎月28日の「岐阜県防災点検の日」には、防災体制、防災活動体制、その他防災に関する点検を実施するとともに、地域住民による点検の啓発に努めます。

3 防火思想及び火災予防条例の普及徹底

火災の発生を防止し、災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し、火気使用器具の使用方法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓、初期消火の重要性の啓発、各家庭・事業所等での消火器・消火用水の準備等、防火・防災思想の普及に努めます。また、住民等による自主的な初期消火体制を確立するため、防火用水、水バケツ、消火器を準備するよう指導します。

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防協会、危険物安全協会、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブ等の関係団体と協力し、あらゆる機会をとらえて行います。特に「全国火災予防運動」（年2回）及び「文化財防火デー」の期間には、重点的に実施します。また、媒体として、「広報おおの」等の広報紙、防災行政無線、ポスター、パンフレット、広報車、研究会、講習会、消防関係行事等を幅広く活用します。

◆女性防火クラブの編成

資料編 S2-03-01

4 森林愛護及び防火思想の普及

町は、関係機関の協力を得て、住民に対し、森林愛護及び防火思想の普及に努めます。普及はあらゆる機会をとらえて行いますが、特に「山火事予防期間」には、広報紙、パンフレット、防災行政無線、映写（映画、スライド等）、標板、ポスター、学校・諸団体等での宣伝、林業従事者を対象とした講演会、林野火災訓練・演習等を活用して、重点的に実施します。

5 水害に関する防災知識の普及

町は、県（県土整備部、教育委員会）や防災関係機関等と連携し、防災週間や防災関連行事等を通じて、住民に対し水害時のシミュレーション結果を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について意識啓発を図ります。

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図ります。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図ります。

さらに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進します。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図ります。

町は、国、県（県土整備部、教育委員会）、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、住民等の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じます。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民に配布します。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めます。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行います。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自分の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解促進に努めます。

6 地震防災教育の実施

町は、関係機関と協力して、住民に対して地震防災教育を実施します。防災教育は、地域の実情に合わせて地域、職場等の単位で実施するとともに、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、適切な手法を活用し、具体的かつ実践的な教育となるよう工夫します。

教育内容としては、地震（大規模地震を含む）に関する一般知識や地震発生・予知時の心得に加えて、建物の点検と補強対策、家具等の固定方法、各地域の危険地域等に関する知識、生活必需物資等の備蓄、自主防災組織の活動と各自の役割、応急救護の方法、避難方法（避難路、避難場所等）、要配慮者・避難行動要支援者を守るための防災知識、情報入手の方法、防災関係機関が講ずる地震対策等があげられます。

7 液状化危険度に関する意識啓発

町は、県が公表する液状化危険度マップを活用し、平素から液状化危険度を把握するとともに、液状化危険度に関する意識啓発を行います。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知するとともに、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行います。

また、県と連携し、大規模造成地の位置や規模を示したマップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めます。

8 原子力に関する知識の普及啓発と研修

町は、国、県、原子力事業者及び防災関係機関等と連携を図り、住民に対して、継続的に原子力に関する知識の普及と啓発に努めます。防災知識の普及・啓発に際しては、住民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努めます。また、原子力災害時の避難・屋内退避の方法について、平素より住民に周知徹底します。

9 震災に関する調査研究

地震災害は、地震予知や被害想定の実施に加え、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要です。地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき住民への防災広報活動の充実を図っていきます。

また、町は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、その想定結果や切迫性等に基づき、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めます。

県（危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）及び市町村は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めます。

10 災害伝承

町は、地域で過去に発生した災害で得た教訓を生かしつつ、地域住民や児童・生徒等に対して防災知識の普及・啓発を図ります。また、災害の教訓が後々まで伝承するよう、文献資料や地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、各種広報媒体を通じて、普及に努めます。

第4節 火災予防計画 (総務課、揖斐郡消防組合、消防団)

1 消防体制の確立

消防施設・設備の増強、消防団員(青年層を含む)の確保と資質向上、災害時の情報伝達手段・指揮系統の確立、住民等による自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の育成・強化、自主防災組織及び消防団での防災資機材整備等を通じて消防組織の充実強化を図ります。併せて、地震発生時の道路交通阻害、同時多発的な災害の発生、林野火災等にも対応できる消防力の整備に努めます。

◆消防団 資料編 S2-04-01

◆消防団の現況 資料編 S2-04-02

2 防火対象物の管理者等に対する指導

町は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行います。

- ① 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- ② 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- ③ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- ④ 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- ⑤ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

3 予防査察体制等の強化

消防署、消防団の予防査察体制を強化充実し、査察及び火災調査を徹底します。

4 消防施設等の整備

消防活動に必要な消防施設及び資機材の整備に努めます。また、既存の消防ポンプ自動車を計画的に更新するとともに、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の配置数を増やすなど、地域の実情を踏まえて消防力の充実強化を図ります。

5 消防水利等の強化

防火水槽等の整備、消防水利の適正配置、緊急水利として利用できる河川・池等の把握、水を輸送できる車両（散水車、ミキサ車等）の利用についての関係団体との協議等を通じて、水利の多様化を図り、同時多発火災、消火栓使用不能の事態等に備えます。

6 地震対策用施設の整備

地震災害時の建物の倒壊、地割れによる市街地の交通障害等を考慮し、消防ポンプ自動車に加えて小型動力ポンプを配置するとともに、応急工作用具の整備を進めます。また、消火栓が使用できない場合の水利として、耐震性貯水槽を設置し、その他の水利を開発します。併せて、人命救助のための諸器具の整備に努めます。

7 消防通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動に必要となる消防無線、消防専用電話等の整備を推進します。なお、消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、現在のアナログ方式からデジタル方式への移行を進めますが、当面、無線、その他の通信施設の整備に重点をおきます。

8 機械器具の整備点検

消防用機械器具については、災害時に最高能力が発揮できるよう、平常時から常に点検整備に努めるとともに、定期的に性能検査を実施します。

9 消防計画の実施

「消防計画」の徹底を図るとともに、「消防計画」に基づいて訓練を実施します。

第5節 林野火災予防計画 (総務課、農林課、揖斐郡消防組合、消防団)

1 林野の所有者（管理者）の管理上の指導

町は、林野火災を予防するため、林野の所有者（管理者）に対して、防火線・防火樹帯の設置、造林地への防火樹の導入、自然水利の活用等による防火用水の確保、林野火災を考慮した林道構築、事業地における防火処置、大野町火入れに関する条例の遵守、火災多発危険期における見回り等、必要な施業を行うよう指導します。

2 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有者（管理者）は、林野火災対策用機材等の整備に努めます。

3 監視の徹底

林野火災を防止するため、森林火災防止巡視員、県行造林管理人、保安林保護員、林業改良指導員等による巡視・監視の強化を図り、火気の早期発見と早期通報に努めます。

第6節 水害・雪害予防対策 (総務課、建設課)

1 水防資機材の整備・備蓄

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材の整備・備蓄を進めます。

- ◆水防団 資料編 S2-06-01
- ◆水防区域 資料編 S2-06-02
- ◆重要水防箇所 資料編 S2-06-03

2 内水対策

町地域内の内水氾濫を防止するため、町は、排水路等の整備等に努めます。また、必要に応じ、関係機関に対して、排水機場の増改築や新設を要望します。

3 水害リスクの開示

町は、住民が自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよ

う、分かりやすい水害リスクの開示に努めます。そのため、防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙等において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう努めます。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めます。

町は、県（危機管理部、環境生活部、県土整備部、都市建築部、教育委員会）が提供する県管理河川の水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）や設置された水位計及び避難判断の参考となる水位等の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定します。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮します。

4 河川管理者との連携

水防管理団体（町及び揖斐川水防事務組合）は、水防活動に関し、河川管理者と連携します。連携内容は、以下のとおりです。

- ①河川管理者が提供する河川水位情報等の活用
- ②重要水防箇所の合同点検

5 雪害予防対策

町は、積雪寒冷地域に指定されていることから、凍雪害防止採択基準に従い、道路施設等の整備を行います。また、雪害対応に係る経験が豊富な市町村と協定を締結し、連携体制の確保を検討します。

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、町は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めます。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めます。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めます。

町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進します。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図ります。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ります。

さらに、車両の運転者に対して、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車内にスコップやスクレーパー、飲料水及び毛布等を備えるよう周知するとともに、集中的な大雪が予測される場合は、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう呼びかけます。

6 水災の体制整備

気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築します。

第7節 急傾斜地崩壊危険区域、土石流発生危険箇所 災害防止対策計画 (総務課、農林課、建設課)

1 情報の収集及び伝達

町本部は、急傾斜地崩壊危険区域及び土石流発生危険箇所に関する情報を収集・伝達するため、ぎふ土砂災害警戒情報ポータル等で雨量や土砂災害警戒区域等の情報を確認するほか、指定区域及び指定箇所ごとに連絡係を定め、情報収集体制の確立し、減災を図ります。連絡係は、町本部長（町長）が任命します。

警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害にかかる避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定め、減災を図ります。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ◆土砂災害に関する警戒すべき区間・箇所 | 資料編 S2-07-01 |
| ◆土砂災害に関する避難情報の発令の判断基準 | 資料編 S2-07-02 |
| ◆土砂災害警戒区域（イエローゾーン） | 資料編 S2-07-03 |
| ◆土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） | 資料編 S2-07-04 |

2 土砂災害対策事業

急傾斜地崩壊危険区域、土石流発生危険箇所については、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等を設置する土砂災害対策事業を県に要請し、予防措置を講じます。

また、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設については、施設の名称及び所在地について本計画に記載するとともに、その管理者や防災責任者に対し、説明会等を実施し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図ります。

3 危険区域の周知

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を周知させるため、住民等が土砂災害警戒区域等の関係図書を役場において閲覧できるようにするとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催し、危険区域や警戒避難に関する事項の周知を図ります。

また町は、県（商工労働部、県土整備部、都市建築部）と協力して、要配慮者利用施設のうち、土砂災害のおそれがある施設に対してその旨を周知し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を呼びかけます。さらに、当該施設の所有者等に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努めます。

4 土砂災害に対する警戒避難体制

町は、土砂災害に対する住民等の警戒避難体制として、岐阜地方気象台及び県から土砂災害警戒情報等が発表された場合、直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直します。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めます。

第8節 農地・営農防災対策 (農林課)

1 たん水防除事業

町は、県（農政部）に要望して、たん水防除事業や集中排水管理システムの整備の推進に努めます。

2 病虫害防除器具の整備

農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害の防除のため、病虫害防除器具の保全整備に努めます。

3 代作用種子の確保

町は、必要に応じて、災害時における代作用種子の確保に努めます。

第9節 地震災害予防対策 (総務課、建設課)

1 基幹交通網における耐震化の推進

町は、県の液状化危険度マップを参考に重要度を考慮して、道路やライフラインの耐震化を推進するとともに、あらかじめ復旧の優先順位の整理を行います。

また、既設橋梁については、緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置を順次実施し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行えるような性能を確保します。さらに、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁においては、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施します。

2 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、構造物等への被害が拡大するおそれがあります。そのため、県、国、大学、研究機関等が連携して、長周期地震動に関する調査研究を実施しています。

町は、上記の調査結果を踏まえて、必要な防災対策を推進します。

第10節 事故災害対策 (関係各課)

1 体制の整備

町は、航空事故や大規模道路事故等、突発的な大規模事故災害にも対応できる非常参集体制の整備に努めます。また、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図ります。

第11節 原子力災害事前対策 (関係各課)

1 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県やその他の防災関係機関と連携し、平常時から原子力防災関連情報を収集・交換・蓄積し、防災対策の充実に努めます。また、応急対策の確かな実施に資するため、平常時の環境放射線量等の基礎データを含め、防災対策上必要とされる資料の整備し、定期的に更新するよう努めます。

併せて、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行います。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とします。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施します。

2 原子力災害を想定した体制の整備

町は、原子力災害の特殊性を鑑み、下記の事項に迅速かつ的確に対応（国、県、関係機関等が中心となって実施する場合は、その活動に協力）できる体制の整備に努めます。

- 県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力できる体制
- 避難先や避難退域時検査場所等について、緊急時に県と連携して調整を行う体制
- 安定ヨウ素剤の備蓄保管、並びに、県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤の服用、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動への協力体制
- 県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合の指示伝達・周知方法、対応体制、住民への飲食物の供給体制

3 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

町は、核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。））第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）の発生に関する通報を原子力事業者等から受けた場合、事態把握のため、必要に応じて、国、県に対して専門的知識を有する職員の派遣要請を行います。そのための手続についてあらかじめ確認する等、県や防災関係機関等との連絡・連携体制の整備に努めます。

また、町は、国の指示または県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民等の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備します。

第12節 防災拠点施設・設備等の整備 （総務課、福祉課、子育て支援課、保健センター、建設課、まちづくり推進課、教育委員会）

1 基本方針

町は、災害時の応急措置を迅速かつ的確に実施するため、職員を迅速に参集するとともに、避難場所、避難路、災害対策活動の中核拠点やコミュニティ防災拠点、地域防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について積極的な整備に努めます。災害対策活動の中核拠点となる施設・設備については、対応する災害に応じて定期的に防災点検等を実施するとともに、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進し、安全確保等に努めます。

また、町は、県が指定する広域防災拠点施設 道の駅「パレットピアおおの」について、施設所有の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、今後の防災対策上の施設等及び協力体制の整備について積極的に推進します。

2 迅速な参集体制の整備

町は、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間、参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進します。

3 災害対策本部施設・整備

町は、大野町役場及び大野町総合町民センターを、災害対策活動の中核拠点として位置づけます。これらの施設については、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を整備し、災害対策本部機能の強化を推進します。また、大規模災害時等における電力の途絶を考慮し、非常電源の確保（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含む自家発電設備等の整備や燃料の備蓄）にも努めます。さらに、大規模災害により本庁舎が損壊した場合でも災害対策活動が実施できるよう、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図ります。

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。

- ◆大野町災害対策本部条例施行規則 資料編 S2-12-01
- ◆災害対策本部施設・整備 資料編 S2-12-02

4 災害対策本部施設以外に定めるべき防災上重要な施設

災害対策本部施設以外に定めるべき防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとします。

- 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- 町が指定する避難所となる施設
- 町の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- 町の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等
- 県が指定する広域防災拠点施設 道の駅「パレットピアおおの」

5 広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害発生時に町内において迅速に災害対策活動が実施できるよう、以下の施設を広域防災拠点施設に指定します。また、県広域防災拠点として道の駅「パレットピアおおの」の使用申請があった場合には、関係機関と速やかに協議し、協力体制を整えます。

また県と連携し、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進します。

【救助活動拠点】県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点 → 大野町総合町民センター、大野町民東運動場、大野町運動公園、大野町相羽グラウンド

【地域内輸送拠点】市町村域を越え県外から届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点 → 大野町民武道館、大野町民体育館

【ライフライン復旧活動拠点】電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点 → 大野町総合町民センター、大野町民東運動場、大野町運動公園、大野町相羽グラウンド

◆ライフライン復旧活動拠点

資料編 S2-12-03

6 物資支援の事前準備

県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部）及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

7 広域防災拠点における後方支援等

町は、災害時、町災害対策本部と広域防災拠点の開設・運用等の調整を行う連絡調整員を設置し、県、施設の指定管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携を密にすることで、広域防災拠点における被災地域への後方支援に努めます。

また町、県及びこれらの関係機関は、大規模災害時に広域防災拠点を円滑に開設・運営できるように、開設までの手順や運営時の各機関の役割などをあらかじめ確認するとともに、広域防災拠点の設置・運営に関する訓練を実施するよう努めます。

【町内の県広域防災拠点】

拠点名	機能	主な防災設備
道の駅「パレットピアおおの」	活動拠点・医療搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水兼用耐震性貯水槽 ・防火井戸 ・マンホールトイレ ・防災備蓄倉庫 ・岐阜県防災情報通信システム無線局

【参考】県広域防災拠点

大規模災害時に、警察、消防、自衛隊等の応援部隊が救助・消火活動を実施するための「活動拠点」、県が国の調整によって供給される物資等を受入れ市町村の拠点に輸送するための「物資輸送拠点」、傷病者を県内外に搬送するための「医療搬送拠点」の3つの役割があり、「岐阜県災害時広域受援計画」で対象となる施設が指定されています。

道の駅「パレットピアおおの」活用方針

■災害発生から24時間以内

⇒地域住民・道の駅利用者・帰宅困難者等の指定緊急避難場所として活用

■災害発生から24時間以降

⇒県の広域防災拠点とし災害応援要員（消防・警察・自衛隊）等が活用

8 備蓄拠点の整備

町は、災害時に必要となる生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄拠点を整備し、計画的な推進を図ります。保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、指定避難所等に指定されている学校、公民館等の避難受け入れ施設のスペースの活用についても配慮します。

また、防災関係機関等は、防災資機材及び物資の適正な管理を図るため、備蓄倉庫の整備に努めます。

9 緊急輸送道路ネットワークの確保

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要です。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進めます。

県（危機管理部、商工労働部、県土整備部）が指定した緊急輸送道路に関しては、その管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、道路整備計画を策定するとともに、ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策等や道路防災対策、沿道の建築物の防災能力の向上等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進します。

また、緊急輸送道路沿道の建築物については、倒壊した場合、緊急輸送の障害となるため、重点的に耐震化を実施します。

◆指定緊急輸送路一覧

資料編 S2-12-04

10 大規模停電対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等を行います。また、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築します。

さらに、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図ります。

第13節 災害に強いまちづくり (関係各課)

県及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進します。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めます。

第14節 防災資機材及び物資の整備、備蓄 (関係各課)

1 防災資機材等の充実強化

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災資機材、防災業務関係者の安全確保のための資機材、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両、食料等の物資、燃料等を整備・備蓄しておく必要があります。そのため、町は、県や民間事業者と連携し、必要な資機材や食料等の物資の確保に努めます。また、防災関係機関等は、それぞれの組織の实情に応じて、防災資機材及び物資の整備や備蓄の推進に努めます。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めます。

2 情報通信機器の整備

情報の収集・伝達に利用される通信機器については、県（危機管理部、県土整備部）や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、情報通信体制を整備し、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充により、災害時の通信手段の途絶に備えるとともに、高度化（デジタル化）、多様化、多重化（有線系、無線系等による伝送路の複数ルート化）を図ります。また、日頃から、通信機器等の操作方法の習熟に努めます。

また、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制の構築を図ります。

3 情報の収集、伝達方法の多様化

町は、あらかじめ災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等と連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備・活用するなど、情報収集に努めます。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。

また、防災情報モバイルネットワークや県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）等の情報収集や連絡システムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用やLアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めます。

さらに、Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化に図るとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。

◆Jアラート作動時の対応

資料編 S2-13-01

第15節 建築物の不燃化・耐震化の推進 （総務課、福祉課、子育て支援課、建設課、教育委員会）

1 公共建築物

災害発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる小中学校、公民館等の公共建築物については、不燃化や耐震性の強化を図ります。新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れる一方、既設の建築物については耐震調査や耐震補強、不燃化を推進します。

また、町及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、公共建築物の安全対策を推進します。特に、倒壊の危険のあるブロック塀は除去を推進します。

2 一般建築物等

町は、建築物の耐震性を強化し、震災に強い町づくりを進めるため、大野町木造住宅耐震診断事業（無料）や建築物耐震診断、木造住宅耐震補強工事費補助金、危険ブロック塀の除去に関する補助金等の事業を行っています。これらの制度の普及・推進に努めます。

また、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用、周知するなどし、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努めます。

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めます。

3 ライフライン対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための施策を実施し、万全な予防措置を講じます。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行います。

水道、電気、通信等の事業者は、関連施設の耐震性強化や液状化対策等の推進に努めます。

水道事業者は、東海地震の警戒宣言時や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時には、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、緊急貯水を行います。

道路管理者は、電線類の地中化を推進し、町は道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進します。

県（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めます。

第16節 文教対策 (子育て支援課、教育委員会)

1 学校施設等の不燃化・耐震化の推進

災害時に指定避難所等として利用される学校施設等については、定期的な点検・整備に努めるとともに、不燃化や耐震化を進めます。

2 学校等における防災教育

町は、学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めます。教育にあたっては、園児、児童、生徒の発達段階や地域の実情等に合わせて教育内容を工夫し、災害に関する科学的知識、避難方法、早期避難の重要性等が理解できるようにします。

また、学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む）途中の安全確保のため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図ります。

3 学校、認定こども園等における訓練等

各学校及び各施設の管理者は、児童・生徒や通所者の避難をはじめ、災害時の対応が円滑に実施できるよう、施設の整備に努めるとともに、年1回以上の訓練を行います。

また、町は、学校、認定こども園等の管理者が防災訓練等を適切に実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行います。

4 災害時の対応ルールづくり

町は、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力を得て、防災計画やマニュアルの策定が行われるよう促します。併せて、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールや帰宅方法等を、あらかじめ定めるよう促します。なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とします。

5 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、災害の被害から文化財を防護するため、消防用設備等の資機材の充実や効率的な配置に努めるとともに、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施します。

第17節 観光施設等予防対策 (まちづくり推進課)

1 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備します。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えます。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておきます。

2 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めます。

3 町との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整え、町長が適切な避難の指示等が行えるようにしておきます。また、町が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めます。

4 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、これらの対策を講じるよう指導します。

第18節 避難・帰宅困難者対策 (総務課、まちづくり推進課、教育委員会)

1 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成します。避難計画の策定にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮します。特に高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行います。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、住民へ内容の周知徹底を図ります。な

お、防災マップの作成にあたっては住民の参加を促すなど、住民が活用しやすいマップとなるよう配慮するとともに、災害からの避難に対する理解の促進を図ります。

また、県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）及び町は、住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めます。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めます。

2 緊急避難場所、避難所、避難道路の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等の中から、地域の実情や想定される災害への安全性、施設等の管理体制等を考慮し、当該施設の管理者の同意の上、必要な数、規模の指定緊急避難場所（災害の危険が切迫した緊急時に安全が確保される場所）及び指定避難所（避難者が避難生活を送るための施設）を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図ります。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めます。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めます。

また、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めます。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができますが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めます。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定します。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備します。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定します。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めます。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮します。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ります。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図ります。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めます。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定します。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示します。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図ります。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めます。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めます。

エ 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めます。

避難道路についても、予め指定し、住民への周知徹底を図ります。避難道路の指定にあたっては、住民の理解と協力を得るように努めます。

- ◆事前避難体制 資料編 S2-16-01
- ◆避難所・避難場所一覧 資料編 S3-10-06

※「災害対策基本法」第8条第2項第15号

3 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）、水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定し、訓練等を通じて住民町民への知識の普及、マニュアルの改善を図ります。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達します。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努めます。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定します。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定します。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めます。

4 車中泊避難者への対応

町は、災害時に発生する車中泊避難者に対して、指定避難所である公民館や小中学校等の駐車場などの開放を想定しています。指定避難所以外で車中泊を行っている避難者に対しては、広報車等で避難所の利用を呼びかけ、避難者の集約を図ります。

5 広域避難体制の整備

町は、県や国の協力を得て、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他市町村との相互応援協定等の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めます。さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの構築を進め、他市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図ります。

加えて、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）及び町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めます。

6 原子力災害時の屋内退避・避難

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）は、全面緊急事態となった場合は事態の進展に応じて屋内退避を行うこと、また放射性物質の放出後は指針の指標（OIL）に基づく避難（一時移転を含む。）を行うことを基本とする「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を策定します。

町は、上記「広域避難方針」を踏まえて、原子力災害時の対応体制の整備を行うとともに、避難のあり方の整理等に努めます。

7 帰宅困難者対策

町は、平常時から「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について積極的に広報を行うとともに、民間事業者等に対しては、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促します。

8 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。

9 避難情報の把握

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）及び町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めます。

10 感染症の自宅療養者等の避難

県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めます。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。

町の保健福祉担当部局は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有します。

1 1 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施します。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

1 2 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、避難情報及びそれらの解除を行う際に、国又は県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えます。

1 3 避難に関する広報

町及び県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施します。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めます。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めます。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めます。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、町及び県（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会）は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めます。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき

次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調します。

1.4 浸水想定区域における措置

町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知します。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」）に指定された区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知します。

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所又は庄内川河川事務所は、水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が指定した水位周知河川の破堤、越水、溢水が確認された場合は、氾濫発生情報を発表します。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を本計画に定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定めます。

第19節 被災者支援体制の整備 (総務課、福祉課、保健センター、環境生活課、建設課)

1 医療救護体制の確立

町は、医療救護体制を整備するため、地域の医療機関等の協力のもと、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成します。併せて、自主救護体制の確立に向けて、軽微な負傷者等への自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動支援等についての計画も定めます。

また、地域の実情を踏まえつつ、重症者を広域後方医療施設（被災地内で処置できない負傷者等の処置を被災区域外において広域的な後方医療活動を行うための施設）に搬送するために利用する広域医療搬送拠点の候補施設を抽出しておく等、大規模災害に備えた救急医療体制の整備にも努めます。

町は、医療関係機関と協力し、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、医薬品の確保や医療及び助産体制の確保を図るとともに、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常通信手段の確保に努めます。

2 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図るとともに、防疫用薬剤及び資機材の備蓄に努めます。

3 住民等への情報提供体制の整備

町は、災害の状況や経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、あらかじめ整理します。特に、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行います。

また、町は県と連携し、住民等及び報道関係機関に的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図ります。加えて、報道機関の協力のもと、インターネット、ソーシャルメディア等、多様なメディアの活用体制の整備に努めます。

加えて、情報提供体制の整備に当たっては、要配慮者及び一時滞在者等に対し、災害情報が迅速かつ確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努めます。

4 応急住宅対策

町は、災害時の応急仮設住宅の建設可能用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備します。その際、災害に対する安全性には十分に配慮します。

また、災害時に被災者に住宅を迅速かつ円滑にあっせんできるよう、利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるとともに、その際の民間賃貸住宅借り上げの手続き等について定める等、あらかじめ体制を整備します。

5 被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町は、県や大野町建築業協会等との協力のもと、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から準備するよう努めます。

6 食料、飲料水、生活必需品の確保

災害に備えて家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行うことにより、円滑な食料・物品等の確保を図ります。備蓄にあたっては、大規模災害を想定して、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めます。なお、備蓄の限界や効率を考え、地域のコンビニエンスストアやスーパー等と日常必需品の非常時供給に関して協力協定を締結します。

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行います。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めます。

7 相談窓口の設置に関わる体制の整備

町は、県及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めます。

8 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。加えて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討します。

さらに、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修を受け、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図ります。

第20節 関係機関との連携強化 (関係各課)

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、災害時に、県（総務部、危機管理部）や関係機関、関係事業者と相互に円滑な連絡・情報交換ができる体制の整備に努めます。特に、災害時には状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達する暇がないことから、情報が誤って伝わるような事態を未然に防ぐため、関係機関等と平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするように努めます。

また、県（総務部、危機管理部）が国と連携して実施する、町長及び幹部職員を対象とした研修に参加し、災害対応能力の向上に努めます。

さらに、機動的な情報収集活動が実施できるよう、多様な情報収集手段を活用できる体制と車両などの必要な資機材の整備に努めます。

加えて、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めます。

2 広域的な応援体制の確立

大規模災害時において、町地域内での対処が困難となる事態に備え、岐阜県広域消防相互応援協定、県広域防災相互応援体制、広域航空消防応援等を通じて連携強化を推進し、広域的な広

援体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊等の派遣要請手順や受入体制の整備に努めます。また、国及び県（総務部、危機管理部）の協力のもと、遠隔地域の自治体との連携協力を進めます。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意します。また、応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意します。

県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めます。

◆災害時応援協定一覧

資料編 S2-18-01

3 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

町は、県知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡窓口、連絡方法を定めるとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えます。

4 民間事業所等との連携強化

町内の事業所、団体等との間で物資供給、応援協力協定等を締結するとともに連絡手段を確保し、災害時に迅速かつ効果的な応急対策が実施できるように連携強化に努めます。燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材については、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めます。

また、民間事業所に委託可能な災害対策業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ協定を締結し、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力、施設等が活用できるように努めます。

なお、輸送協定を締結した民間事業所等の車両については、事前届出制度を活用することにより災害後の緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者に対して、制度の周知・普及を図ります。

5 デジタル技術を活用した防災対策の推進

県（総務部、危機管理部）、町及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図ります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めます。

第21節 自主防災組織の育成強化 （総務課、まちづくり推進課）

1 自主防災組織の育成

町は、住民の自主的な防災活動を促進して災害被害を最小限にとどめるため、区、自治会、事業所等を単位として、自主防災組織の整備、育成を図ります。また、女性や多様な世代が自主防災組織に参加しやすくなるよう環境を整備し、参画の促進に努めます。

自主防災組織は、組織ごとに防災計画を作成します。防災計画では、組織の編成、平常時及び災害時の活動等について、具体的に定めます。

2 企業、事業所等における自主防災体制の確立

町は、企業の防災意識の向上を図るため、県（危機管理部、農政部、県土整備部、商工労働部）や商工団体等と連携し、企業の自主的な防災対策を促進するとともに、防災対策に取り組むことができる環境整備に努めます。また、多数の従業員が勤務する工場、事業所等については、自主消防組織の結成を促すとともに、防火訓練等についての指導を行います。特に化学工場等、火災の危険性の高い工場、事業所等については、化学消火設備の完備、予備化学消火剤の備蓄等に努めるよう指導します。

町は、県（危機管理部、農政部、県土整備部、商工労働部）や商工団体等と連携し、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る全職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図ります。また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定及び BCM（BCM = Business Continuity Management）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組みます。

一方、企業は、大規模災害時に企業が果たすべき役割（利用者や従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、災害時に重要業務を継続できるよう BCP を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、災害時の燃料・電力等のエネルギー源やサプライチェーンの確保等、防災活動を推進します。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めます。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。

3 住民・事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者は、地区の防災力向上のため、協働して、防災訓練の実施や物資の備蓄等自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、地区防災計画の素案を町の防災会議へ提出します。また町は、住民及び事業者から提案を受け、必要があると認める場合には、本計画に地区防災計画を定めます。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

加えて、町は機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めます。

4 公的機関による防災活動と自主防災活動の連携強化

町は、公的機関による防災活動と地域住民や民間事業所等による自主防災活動との連携を促進して地域防災力を向上させるとともに、災害被害の最小化を図るため、自主防災組織ごとの訓練の実施や、町、県等が実施する各種防災訓練への積極的な参加を指導します。

第22節 ボランティア対策 (総務課、福祉課、環境生活課、社会福祉協議会)

1 ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの登録・養成を進めてボランティア数の確保と質の向上を図るため、社会福祉協議会及びNPO等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発を図るとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行います。また、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進します。

2 ボランティア組織化推進

関係団体による連絡協議会の設置等を進め、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進します。

3 災害ボランティアの登録

町は、円滑な災害ボランティア活動を可能にするため、社会福祉協議会が整備するボランティアの受け入れ体制づくりについて指導・支援します。また、ボランティアの登録状況について、分野別に把握します。

◆災害ボランティアの登録

資料編 S2-20-01

4 ボランティアセンターの設置

町は、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置する施設の確保を図るとともに、必要な情報機器、設備等の整備を進めます。また、設置や運営について、指導及び支援を行うとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画します。

5 防災士の育成

効果的な防災活動には組織的な行動が必要となります。組織的な行動にはリーダーの役割が非常に重要となります。そこで防災・減災力をより高めるため、消防団員や地域の防災リーダーとして期待できる方々に防災士資格取得の推奨など防災士の育成に努め、防災活動時のリーダーを育成する研修への参加や講習の開催、活動の推進を図ります。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築します。また、住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めます。

第 2 3 節 要配慮者・避難行動要支援者対策 (総務課、福祉課、子育て支援課、保健センター)

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市町村地域防災計画

町は、町防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めます。

町は、災害対策基本法に則り、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者としています。避難行動要支援者は、災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助を必要とすることから、災害時の避難等において優先的に対応する等、重点的に保護・支援する体制を確立します。

また、町は、自主防災組織、民生児童委員、地域住民等と連携し、見守りネットワーク活動や避難行動要支援者マップの整備・充実を通じて平常時から避難行動要支援者の実態把握に努めるとともに、情報共有、緊急連絡、避難誘導、救助等の体制づくりを地域ぐるみで進め、災害発生時の避難行動要支援者の安全確保を図ります。

各自治会等（自主防災組織）は、当該地域で援助すべき世帯等を明確にするとともに、訓練の際には避難行動要支援者対策を重点項目として設定します。住民は、ボランティアとして積極的に活動する等、避難行動要支援者の生活についての知識の習得に努めます。

（２）避難行動要支援者名簿

町は、町防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平避難行動要支援者台帳及び避難行動要支援者マップの作成や、避難行動要支援者支援システムの整備普及を図り、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を整備します。避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めがある場合には、必要な限度において、消防機関、県警察、社会福祉協議会及び民生児童委員、自主防災組織等、避難支援等に携わる関係者に提供し、災害時の避難支援等を実施する際の基礎資料として活用します。

また、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が発生した場合においても名簿の活用に支障が生じないように、適正な管理に努めます。

（３）個別避難計画

町は、町防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から作成します。

加えて、町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新します。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めます。

町は、町防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をします。

また、町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。

（４）避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定め

2 要配慮者に配慮した防災知識の普及

町は、要配慮者の多様なニーズに配慮して防災知識の普及・啓発を進めます。特に、ひとり暮らしの高齢者等に対しては、災害時における的確な対応能力を高めることを目的として、防災知識の普及・啓発に努めます。

また、町は、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。在宅の高齢者、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めることができるように配慮します。

要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努めます。

3 施設、設備等の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムや情報伝達手段の普及を促進します。併せて、避難所、避難路といった防災施設の整備にあたっては要配慮者に配慮します。

また、要配慮者利用施設を新設する場合は、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する等、安全性の向上に努めます。加えて、社会福祉施設等において災害時に一定程度の要介護者等の受入れが可能となるよう施設の整備を進めるとともに、必要に応じて福祉避難所開設予定施設の指定を行います。

さらに、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとします。

4 人材の確保とボランティア活用

要配慮者の支援にあたり、避難所での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めます。また、ボランティアの活用と活動支援に努めます。

5 外国人等に対する対策

町は、県や防災関係機関と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めます。

- 避難場所・避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- 多言語による防災知識の普及活動を推進
- 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

6 社会福祉施設等における措置

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体や住民等と連携して支援体制を構築するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定し、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整・確立します。

また、町は、災害時に社会福祉施設等との間で円滑な情報収集・伝達が行えるよう、体制の確立に努めます。

さらに、社会福祉施設や要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対して、要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行います。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実します。

社会福祉施設等の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表し、計画に基づき避難訓練を実施します。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果については町長へ報告します。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めます。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における措置

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）は、災害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとります。

浸水想定区域内にあり、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅延なく、これを町長に報告します。また、当該計画に基づく避難訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告します。

さらに、要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保を実施するための自衛水防組織を設置するよう努めます。自衛水防組織を設置した場合は、報告・公表します。

町は、要配慮者利用施設の所有者等との情報連絡体制を確立し、洪水時等に適切な避難ができるよう、電話、FAX、メール等により洪水予報等を的確かつ迅速に伝達します。また、要配慮者利用施設が実施する防災訓練に対し、消防機関、警察等と協力して支援を行います。

◆浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

資料編 S2-21-01

8 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における措置

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）は、災害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとります。

土砂災害警戒区域内にあり、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害が発生するおそれがある場合における、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該計画に基づく避難訓練を実施します。避難確保計画及び訓練結果は町へ報告するものとし、報告を受けた町は訓練内容に係る助言・勧告を必要に応じて実施します。

町は、要配慮者利用施設の所有者等との情報連絡体制を確立し、土砂災害等に適切な避難ができるよう、電話、FAX、メール等により土砂災害警戒情報等を的確かつ迅速に伝達します。また、要配慮者利用施設が実施する防災訓練に対し、消防機関、警察等と協力して支援を行います。

◆土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

資料編 S2-21-02